

条例案第3号

加西市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会基本条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年9月1日

加西市議会議長 森田博美様

提出者	加西市議会議員	森元 清蔵
賛成者	〃	植田 通孝
	〃	井上 芳弘
	〃	織部 徹
	〃	黒田 秀一
	〃	土本 昌幸
	〃	別府 直
	〃	三宅 利弘

加西市議会基本条例の一部を改正する条例

加西市議会基本条例（平成22年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号を次のように改める。

（1） 総合計画の基本構想及び基本計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加西市議会基本条例の一部を改正する条例

加西市議会基本条例（平成22年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。
第11条第1号を次のように改める。

（1） 総合計画の基本構想及び基本計画

改正前	改正後
<p>(議決事項の追加)</p> <p>第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、市政全般にわたる重要な計画等について、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映することで、市政の運営に資するものとします。</p> <p><u>(1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画</u></p> <p>(2) 都市計画マスタープラン</p> <p>(3) 次世代育成支援行動計画</p> <p>(4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(5) 障害福祉計画</p>	<p>(議決事項の追加)</p> <p>第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、市政全般にわたる重要な計画等について、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映することで、市政の運営に資するものとします。</p> <p><u>(1) 総合計画の基本構想及び基本計画</u></p> <p>(2) 都市計画マスタープラン</p> <p>(3) 次世代育成支援行動計画</p> <p>(4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(5) 障害福祉計画</p>

改正理由 本年8月1日に施行された地方自治法の改正により、同法第2条4項が削除されたが、総合計画の基本構想及び基本計画は本市にとって重要案件であり、議会の審議を要する案件とするため。